

## 幸区梅香事業実施要綱

### (目的)

第1条 幸区の魅力ある地域資源の一つであり、明治天皇が観梅に行幸された御幸公園において、豊かな緑、文化、芸術、歴史等の特徴を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りを育てていくため、様々な主体との連携及び協働を通して、賑わい及び彩り豊かな「幸区梅香（うめかおる）事業」（以下「梅香事業」という。）を実施する。

### (実施場所)

第2条 梅香事業の実施場所は、次のとおりとする。

幸区東古市場1 御幸公園内

### (梅香事業の内容)

第3条 梅香事業の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域との協働事業に関する事。
- (2) 学校との連携事業に関する事。
- (3) 梅林の保全に関する事。
- (4) 梅林の活用に関する事。
- (5) イベント等の企画及び実施に関する事。
- (6) その他必要な事項に関する事。

### (幸区梅香事業実行委員会)

第4条 梅香事業を実施するに当たり、幸区梅香事業実行委員会を設置する。

### (その他)

第5条 この要綱の定めのない事項については、区長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

#### (御幸公園梅香事業実施要綱の廃止)

- 2 御幸公園梅香事業実施要綱（27川幸管第562号）は、廃止する。